訪問介護自費サービス　契約書

＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿様（以下、「利用者」といいます。）と薬師堂介護サービス（以下、「事業者」といいます。）は、事業者が利用者に対して行う訪問介護自費サービス（以下、「サービス」）について、次のとおり契約します。

第１条（サービスの目的）

事業者は、利用者に対して介護保険適用外の訪問介護自費サービスを提供し、利用者は、事業者に対してそのサービスに対する料金を支払います。

第２条（契約期間）

１　この契約の契約期間は、令和　　年　　月　　日から１年間とします。

２　上記の契約期間満了日の７日前までに利用者から更新拒絶の意思表示がない場合は、事業者が利用者に更新の意思を確認し、契約を同一内容により自動更新するものとします。

第３条（サービス提供の記録）

１　事業者は、毎回のサービス終了時に、利用者から書面によりサービス提供の確認を受けます。

２　事業者は、サービスの提供に関する諸記録を作成し、契約終了後２年間保存します。

３　利用者は、当該利用者に関する第２項のサービス提供記録を閲覧できます。又、求めに応じサービス提供記録を複写物の交付を受けることができます。

第４条（料金及びその滞納）

１　利用者は、サービスの対価として下記自費サービス料金表を基に計算された月毎の合計金額を支払います。

２　利用料金は１か月ごとに計算し、翌月１５日までに請求書を利用者に送付しますので、利用者は２６日までに支払うものとします。

３　支払いは原則として自動口座引き落としでお願いします。ただし、これによりがたい場合は、現金または振込でお願いします。

４　利用者がサービス利用料金の支払いを２か月以上遅延し、料金を支払うよう催告したにもかかわらず、７日以内にお支払いいただけない場合は、事業者は文書で通知することにより、直ちに契約を解除し、サービス提供を終了させていただくことがあります。

５　利用料金表

①　基本料金

サービス内容	３０分	１時間	１時間以降 ３０分ごと
生活援助的	￥1,500	￥3,000	￥1,500
身体介護的	￥1,750	￥3,500	￥1,750
通院待機料	￥1,000	￥2,000	￥1,000

②　割増料金

通　常	８：００～１８：００	基本料金
早　朝	６：００～　８：００	**２５%増し**
夜　間	１８：００～２２：００	**２５%増し**
深　夜	２２：００～　６：００	**５０%増し**

③　介護保険に準ずる料金

上記のほか、介護保険に準ずる料金設定もあり、「生活援助」「身体介護」ともに、介護保険サービスに準ずる内容とします。

第５条（サービスのキャンセル）

利用者は事業者に対して、サービス提供日の前日（日曜日、祝日の場合はその前日）１８時迄に連絡して頂ければ、キャンセル料はかかりません。キャンセル料は、下記のとおりとします。

- ご利用日の前営業日、営業時間内にご連絡をいただいた場合　→　無料
- ご利用日の前営業日、営業時間内にご連絡がなかった場合　→　￥1,500

第６条（利用者の解約権）

利用者は事業者に対し、いつでも１週間以上の予告期間を持って、この契約を解除することができます。

第７条（事業所の解約権）

事業者は、利用者の著しい背信行為により、契約を継続することが困難となった場合は、その理由を記載した文書により、この契約を解除することができます。

第８条（契約の終了）

１　次のいずれかの事由が発生した場合は、この契約は終了するものとします。

①　第２条の利用者から事前に更新の合意がなされず、契約期間が満了したとき

②　第６条の利用者からの解約の意思表示がなされ、予告期間が満了したとき

③　第７条の条件が満たされ、事業者から契約解除の意思表示がなされたとき

２　事業者はやむを得ない事情がある場合、利用者に対して３０日間の予告期間をおいて理由を示した文書で通知することにより、この契約を解除することができます。

３　次の事由に該当した場合は、利用者は文書で通知することにより、この契約を解除することができます。

①　事業者が正当な理由なくサービスを提供しない場合

②　事業者が守秘義務に反した場合

③　事業者が利用者やその家族に対して社会通念を逸脱する行為を行なった場合

④　事業者が破産した場合

４　次の理由で利用者にサービスが提供出来なくなったときは、何ら手続きなく契約は自動的に終了します。

①　利用者が介護保険施設や医療機関に入所又は入院したとき

②　利用者が死亡したとき

第９条（損害賠償）

事業者は、サービスの実施にあたり、利用者の生命・身体・財産に損害を与えた場合には、その損害を賠償します。ただし事業者の責めに帰すべき事由によらない場合はその限りではありません。

第１０条（秘密保持）

１　事業者はサービスを提供する上で、知り得た利用者及びその家族に関する秘密及び個人情報については、生命の危険等正当な理由がある場合を除いて、契約期間中及び契約終了後も第三者に漏らすことはありません。

２　予め文書により利用者の同意を得た場合は、前項の規定に関わらず、一定の条件の下、情報提供をすることができます。

第１１条（緊急時の対応）

事業者は、サービスの提供を行っているときに利用者の病状が急変した場合、その他必要な場合は、家族又は、緊急連絡先へ連絡するとともに速やかに主治医などに連

絡を取るなど必要な措置を講じます。

第１２条（訪問介護員の禁止行為）

訪問介護員は、利用者に対するサービスの提供にあたって、次の各号に該当する行為を行いません。

① 医療行為
② 利用者もしくはその家族等からの金銭又は高価な物品の授受
③ 飲酒及び利用者もしくはその家族等の同意なしに行う喫煙
④ 利用者もしくはその家族等に対して行う宗教活動、政治活動、営利活動
⑤ その他利用者もしくはその家族等に行う迷惑行為

上記の通り、訪問介護自費サービスの契約を締結いたします。

令和　　年　　月　　日

（利用者）　住所 ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

氏名 ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿印

電話 ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

（家族又は代理人）住所 ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

氏名 ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿印

電話 ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

（事業者）　住所　東京都練馬区富士見台３―５５－３

事業者名　医療法人社団　平真会

薬師堂介護サービス

理事長　平良　眞一郎

管理者　松村　芳子

電話　０３－５３９３－５２８１